

生駒市の空き家流通促進に関する協定書

生駒市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県建築士会（以下「乙」という。）は、生駒市内に所在する空き家等の市場への流通促進に係る施策を進めるため、平成30年5月28日付け締結の生駒市の空き家流通促進に関する連携協定書（以下「連携協定書」という。）に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携、協力して、連携協定書第3条に規定する、いこま空き家流通促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）及び空き家流通促進検討会議（以下「流通促進会議」という。）に基づいて必要な施策を実施することにより、生駒市内に所在する空き家等の市場への流通促進を図り、空き家等の利活用を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 建築物又はこれに附属する工作物で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう（現に空き家であって、その空き家を除却し、更地となった土地の活用を含む。）。
- (2) 所有者等 空き家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 協力事業者 空き家等の流通を促進するため、本協定の目的を理解し業務を行う者として甲の求めに応じて乙が提出した名簿に登載された乙所属会員をいう。
- (4) 受託建築士 次条に規定する甲からの情報を提供され第5条第1号から第3号の業務を行う乙所属会員をいう。

（甲の実施業務）

第3条 甲は、所有者等の同意を得て、空き家等の市場への流通に関し必要となる情報を、前条第4号の受託建築士に提供するものとする。

（乙の実施業務）

第4条 次条に規定する業務を円滑に遂行するため、乙は一般社団法人奈良県建築士会定款第4条の趣旨に基づき研修会を実施し、協力事業者の資質の向上に努めるものとする。

2 乙は、一般社団法人奈良県建築士会定款第5条第2号の事業に基づき、協力事業者の品位を保持し、その業務の改善を図るため、協力事業者の指導を行うものとする。

(受託建築士の実施業務等)

第5条 受託建築士は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 空き家等の調査、インスペクション
- (2) 空き家等の改修等に関する相談及び改修計画、見積等の作成
- (3) その他空き家等の流通促進に関する業務

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙及び受託建築士は、第三者に対し、この協定事項の一部若しくは全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又は本協定に基づき生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第7条 本協定に基づく業務に携わる者は、この業務の履行に際して知り得た個人に関する情報を他に漏らし、又は不当に使用してはならない。

(苦情等の処理)

第8条 本協定に基づく業務の履行に際して苦情等が発生したときは、甲及び乙が協議の上、それぞれの責任において速やかに解決を図るものとする。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(その他)

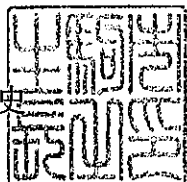
第11条 本協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月28日

甲：生駒市東新町8番38号

生駒市長
小 紫 雅



乙：奈良市大宮町2丁目5番

一般社団法人奈良県建築
米 村 博 昭

